沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第七十二条第七項第一号中「、氏名又は名称及び個人番号」を「及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号」に、「第二条第五項」を「第二条第十五項」に、「個人番号を」を「法人番号を」に改め、「又は法人番号（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。第七十四条の二及び同号において同じ。）」を削る。

第七十四条の二第八項第一号中「個人番号」の下に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。第二十二項第一号において同じ。）」を加え、同条第二十三項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第二十八項第一号及び第二十九項第一号中「、氏名又は名称及び個人番号又は」を「及び氏名又は名称並びに法人にあつては、」に改める。

第八十七条第一項第一号中「、氏名又は名称及び個人番号又は」を「及び氏名又は名称並びに法人にあつては、」に改める。

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第七十四条の二第二十三項の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（以下「新令」という。）第七十二条第七項第一号、第七十四条の二第二十八項第一号及び第二十九項第一号並びに第八十七条第一項第一号の規定は、この政令の施行の日以後に提出する新令第七十二条第七項、第七十四条の二第二十八項若しくは第二十九項又は第八十七条第一項の申請書について適用し、同日前に提出したこの政令による改正前の沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令第七十二条第七項、第七十四条の二第二十八項若しくは第二十九項又は第八十七条第一項の申請書については、なお従前の例による。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

---

たばこ税法の一部改正に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

**政令第百六十七号**

たばこ税法の一部改正に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第五十二条第二項及び第六項（これらの規定を同条第九項、第十一項及び第十三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

たばこ税法の一部改正に伴う経過措置に関する政令（平成二十七年政令第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「又は居所」を「（住所がない場合には、居所。以下この条において同じ。）」に、「個人番号をいう。以下この条」を「個人番号をいう。以下この号」に、「同法第二条第十五項」を「同条第十五項」に、「又は居所及び」を「及び」に改め、同条第二項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第三項第一号中「又は居所、氏名又は名称及び個人番号又は」を「及び氏名又は名称並びに法人にあつては、」に改め、「（個人番号を有しない個人にあつては、住所又は居所及び氏名）」を削り、同項第三号及び第五号中「又は居所」を削り、同条第四項第一号中「又は居所、氏名又は名称及び個人番号又は」を「及び氏名又は名称並びに法人にあつては、」に改め、「（個人番号を有しない個人にあつては、住所又は居所及び氏名）」を削る。

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第一条第二項の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後のたばこ税法の一部改正に伴う経過措置に関する政令第一条第三項及び第四項（これらの規定を同条第七項から第九項までにおいて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定は、この政令の施行の日以後に提出する同条第三項又は第四項の申請書について適用し、同日前に提出したこの政令による改正前のたばこ税法の一部改正に伴う経過措置に関する政令第一条第三項又は第四項の申請書については、なお従前の例による。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

---

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

**政令第百六十八号**

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十六号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

**第一条**　関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十九条の三」を「第六十九条の四」に改める。

第四条の十五第一項の表第四十八条の二第二項及び第四項の項を削り、同表第四十八条の二第三項及び第五項の項中「及び第五項」を削り、同表第四十八条の二第四項の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 第四十八条の二第二項 | 保税蔵置場の許可 | 第七条の二第一項の承認 |
| | 税関長 | 当該承認をした税関長 |
| 第四十八条の二第四項 | 当該保税蔵置場 | 当該特例輸入者の特例申告貨物の輸入 |
| | 税関長 | 第七条の二第一項の承認をした税関長 |
| | 第四十七条第一項第一号又は第三号（許可の失効） | 第七条の十一第一項第一号又は第三号（承認の失効） |
| | 当該許可 | 第七条の二第一項の承認 |

第四十八条の二第四項の項を次のように改める。